

ひとり親住宅（公営住宅・改良住宅）の申込資格

次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

【申込資格】

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと
- ② 配偶者のない方とその子どものみで構成する世帯。ただし、扶養している20歳未満の児童が含まれていること
配偶者のない方とは、
 - ア. 配偶者と死別し、現在婚姻をしていない方
 - イ. 配偶者と離婚し、現在婚姻をしていない方
 - ウ. 配偶者の生死が1年以上明らかでない方
 - エ. 配偶者から1年以上遺棄されている方
 - オ. 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方
 - カ. 配偶者が身体障がい、知的障がい又は精神障がいにより長期にわたってその労働能力を失っている方
 - キ. 配偶者が法令により1年以上拘禁され、長期にわたってその扶養を受けることができない方
 - ク. 婚姻によらないで母（父）となり、現在婚姻をしていない方
 - ケ. 配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により被害を受けている方（注）

（注）ケの申込者は、配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により被害を受けている方とその子ども（扶養する未成年の子が含まれること。）から構成される世帯（配偶者等と同居している場合を除く。）で、配偶者からの暴力による被害世帯であると相談があった旨の証明書（大阪市各区保健福祉センターにおいて発行）が必要となります。

なお、現在大阪市内に住民登録をされていない場合であっても、大阪市各区保健福祉センターにおいて、申込最終日現在大阪市内に居住していることの証明を受けられる場合は申込みしていただくことができます。

※証明書等は、当選後の入居資格（第2次）審査時に提出していただきます。
- ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと
※親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係

にある方を含みます。

【入居収入基準】（給与所得者が1名で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別		2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公営住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下	6,897,777 円以下
改良住宅		3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。